

感対第 160 - 3号
令和5年4月25日

一般社団法人埼玉県薬剤師会
会長 斉藤 祐次 様

埼玉県保健医療部長 表 久仁和
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
新型コロナウイルス感染症に係る公費の取扱いについて

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（最終改正令和5年4月20日））において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置づけが5類感染症に変更された後の患者等に対する公費支援の取扱いが示されたところです。

併せて、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和5年3月20日付け厚生労働省保健局医療課長通知）において、保険医療機関等による当該金額の請求に係る診療報酬明細書の記載等について、取扱いが示されております。

つきましては、埼玉県における、令和5年5月8日以降の、新型コロナウイルス感染症に係る公費の取扱いについて、別紙1のとおりまとめました。

また、これらの内容について、埼玉県ホームページを開設いたしました。

- ▶ 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療費の公費負担について」
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/pubexp_after_covid19.html

併せて、薬局で患者に配布できる、「コロナ治療《外来》医療費制度のご案内」を作成しました（別紙2）。

内容を御了知いただき、貴会員あて周知いただきますようお願いいたします。

感染症対策課
感染症・新型インフルエンザ対策担当
(制度担当)

TEL : 048-830-7525

Email : a7500-14@pref.saitama.lg.jp

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
新型コロナウイルス感染症に係る公費の取扱いについて

1. 概要

位置づけ変更による急激な負担増を回避するため、医療費の自己負担等に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続します。

(1) 外来医療費の自己負担軽減

新型コロナウイルス感染症治療薬(※)薬剤費の公費支援については、夏の感染拡大への対応としてまずは9月末まで措置し、その後の本措置の取扱いについては、他の疾病との公平性に加え、国の在庫の活用や薬価の状況も踏まえて冬の感染拡大に向けた対応を検討します。

(※) 経口薬「ラゲブリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」、点滴薬「ベクルリー」、中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」

新型コロナウイルス感染症治療薬以外の外来医療費については、他の疾病との公平性を踏まえて、自己負担分の公費支援は位置づけの変更により終了いたします。

(2) 入院医療費の自己負担軽減

新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費に関しては、他の疾病との公平性も考慮し、医療費や食事代の負担を求めることとしますが、急激な負担増を避けるため、今夏の感染拡大への対応として、まずは9月末まで、高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円を減額する措置を講じます。その後については、感染状況や他の疾病との公平性を考慮しつつ、その必要性を踏まえて検討します。

(3) 検査の自己負担

発熱等の患者に対する検査については、抗原定性検査キットが普及したことや他の疾病との公平性を踏まえ、自己負担分の公費支援は位置づけの変更により終了いたします。

2. 位置づけ変更後の公費の種類と公費負担者番号・公費受給者番号

(1) 治療費公費

公費負担者番号 28110807 (埼玉県共通)

公費受給者番号 9999996 (全患者共通)

▶ さいたま市、川越市、越谷市、川口市も含め、上記番号となります。

(2) 入院公費(令和5年5月8日以降に入院する場合)

公費負担者番号 28110708 (埼玉県共通)

公費受給者番号 9999996 (全患者共通)

▶ さいたま市、川越市、越谷市、川口市も含め、上記番号となります。

3. 治療薬公費について

(1) 対象者

新型コロナウイルス感染症の患者（外来患者及び入院患者）

(2) 公費補助の内容

対象薬剤(※)の薬剤料のうち、保険給付後なお残る自己負担額の全額を補助します。

(※)対象薬剤

経口薬「ラゲブリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」

点滴薬「ベクルリー」、

中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」

(3) 期間

令和5年5月8日～令和5年9月30日

(4) 補助の実施方法

原則、医療機関等から審査支払機関を通じたレセプト請求による補助とします。

4. 入院公費について

(1) 対象

新型コロナウイルス感染症の患者の新型コロナウイルス感染症に係る入院診療に要した費用

- 高額療養費制度の対象外となる入院に係る食事代（標準負担額）や、リネン代等の医療保険の対象とならない費用は、公費補助の対象外です。
- 「3. 治療薬公費について」に係る費用は高額療養費制度の対象外です。
- 新型コロナウイルス感染症以外の疾患の医療費は対象外です。

(2) 公費補助の内容

医療保険各制度における月間の高額療養費算定基準額（以下「高額療養費制度の自己負担限度額」という。）から原則2万円を減額した額が自己負担の上限となるよう、所得区分毎の高額療養費制度の自己負担限度額から、減額措置後の自己負担額を控除した額を補助します。

具体的には、以下のとおりです。

- ・高額療養費制度の自己負担限度額に医療費比例額が含まれない場合は、2万円を補助します。
- ・高額療養費制度の自己負担限度額に医療費比例額が含まれる場合は、当該医療費比例額に1万円を加えた額を補助します。
- ・高額療養費制度の自己負担限度額が2万円に満たない場合は、その額を補助します。
- ・入院医療費に係る自己負担額が、所得区分毎の高額療養費制度の自己負担限度額に満たない場合であっても、減額措置後の自己負担額を超えた場合は、超えた額を補助します。

(3) 減額措置後の自己負担額

●70歳未満の方

高額療養費自己負担限度額の所得区分	(参考)高額療養費自己負担限度額	公費による減額措置後の自己負担額	(参考)コロナ公費が補助する最大金額
年収約 1,160 万円～ 健保：標報 83 万円以上 国保：旧ただし書き所得 901 万円超	252,600 円 + 医療費比例額	242,600 円	10,000 円 + 医療費比例額
年収約 770～約 1,160 万円 健保：標報 53 万～79 万円 国保：旧ただし書き所得 600 万～901 万円	167,400 円 + 医療費比例額	157,400 円	10,000 円 + 医療費比例額
年収約 370～約 770 万円 健保：標報 28 万～50 万円 国保：旧ただし書き所得 210 万～600 万円	80,100 円 + 医療費比例額	70,100 円	10,000 円 + 医療費比例額
～年収約 370 万円 健保：標報 26 万円以下 国保：旧ただし書き所得 210 万円以下	57,600 円	37,600 円	20,000 円
住民税非課税	35,400 円	15,400 円	20,000 円

※ 高額療養費の多数回該当の場合は、それぞれの所得区分について、公費による減額後の自己負担額と、多数回該当時の自己負担限度額とのいずれか低い方を適用します。この場合、上段から順に 140,100 円、93,000 円、44,400 円、37,600 円、15,400 円となります。

●70歳以上の方

高額療養費自己負担限度額の所得区分	(参考)高額療養費自己負担限度額	公費による減額措置後の自己負担額	(参考)コロナ公費が補助する最大金額
年収約 1,160 万円～ 健保：標報 83 万円以上 国保・後期：課税所得 690 万円以上	252,600 円 + 医療費比例額	242,600 円	10,000 円 + 医療費比例額
年収約 770～約 1,160 万円 健保：標報 53 万～79 万円 国保・後期：課税所得 380 万円以上	167,400 円 + 医療費比例額	157,400 円	10,000 円 + 医療費比例額
年収約 370～約 770 万円 健保：標報 28 万～50 万円 国保・後期：課税所得 145 万円以上	80,100 円 + 医療費比例額	70,100 円	10,000 円 + 医療費比例額
～年収約 370 万円 健保：標報 26 万円以下 国保・後期：課税所得 145 万円未満	57,600 円	37,600 円	20,000 円
住民税非課税	24,600 円	4,600 円	20,000 円
住民税非課税 (所得が一定以下)	15,000 円	0	15,000 円

※1 高額療養費の多数回該当の場合は、それぞれの所得区分について、公費による減額後の自己負担額と、多数回該当時の自己負担限度額とのいずれか低い方を適用します。この場合、上段から順に 140,100 円、93,000 円、44,400 円、37,600 円、4,600 円、0 円となります。

※2 75歳となったことで国民健康保険等から後期高齢者医療制度に異動する際、75歳到達月については、前後の保険制度でそれぞれ高額療養費の自己負担限度額を2分の1とする特例が設けられていることから、今般の公費による減額措置においても、75歳到達月における公費による減額後の自己負担額は、前後の保険制度でそれぞれ上段から順に 121,300 円、78,700 円、35,050 円、18,800 円、2,300 円、0 円となります。

(4) 移行に伴う経過的な取扱い

入院医療費の自己負担に対する公費支援については、従来の感染症法に基づく補助から、高額療養費限度額の一部補助により行うこととなりますが、こうした変更を円滑に行う観点から、本補助が月単位で行われることも踏まえ、経過的な取扱いを以下のとおり行います。

(A) 4月30日までに入院する場合

- ・従来通り、入院医療費の全額を公費により支援します。
- ・公費負担者番号、公費受給者番号は、保健所より医療機関あてに送付される新型コロナウイルス感染症医療費公費負担承認通知書に記載の番号を使用します。
- ・5月1日以降も引き続き入院する場合は、5月中の公費支援は、(B)のとおり取り扱うこととします。
- ・さらに6月以降も引き続き入院する場合は、(C)のとおり取り扱うこととします。

(B) 5月1日から5月7日までに入院する場合（経過措置）

- ・入院医療費の全額を公費により支援します。
- ・公費負担者番号は、医療機関所在地を管轄する保健所の公費負担者番号(※)です。
- ・公費受給者番号は、全患者共通で、9999996です。
- ・(B)は、5月31日までの入院についての取扱とします。(B)に該当する者が、6月1日以降も引き続き入院する場合は、6月以降の公費支援は、(C)のとおり取り扱うこととします。

(C) 5月8日以降に入院する場合

- ・高額療養費限度額の一部補助による支援とします。
- ・公費負担者番号は、埼玉県内に所在する医療機関にあつては、28110708です。
- ・公費受給者番号は、全患者共通で、9999996です。

(5) 期間

令和5年5月8日～令和5年9月30日（経過措置に伴うものを除く）

(6) 補助の実施方法

原則、医療機関から審査支払機関を通じたレセプト請求による補助とします。

医療機関において、オンライン資格確認等システム又は限度額適用認定証により、患者の所得区分をご確認ください。

(※) (B)による取扱いの公費負担者番号

医療機関所在地	管轄保健所	公費負担者番号
蕨市、戸田市	南部保健所	28110021
朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	朝霞保健所	28110179
春日部市、松伏町	春日部保健所	28110120
草加市、八潮市、三郷市、吉川市	草加保健所	28110260
鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町	鴻巣保健所	28110187
東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村	東松山保健所	28110070
坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町	坂戸保健所	28110245
所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市	狭山保健所	28110252
行田市、加須市、羽生市	加須保健所	28110112
久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町	幸手保健所	28110138
熊谷市、深谷市、寄居町	熊谷保健所	28110096
本庄市、美里町、神川町、上里町	本庄保健所	28110088
秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町	秩父保健所	28110062
さいたま市	さいたま市保健所	28111011
川越市	川越市保健所	28112019
越谷市	越谷市保健所	28113017
川口市	川口市保健所	28114015



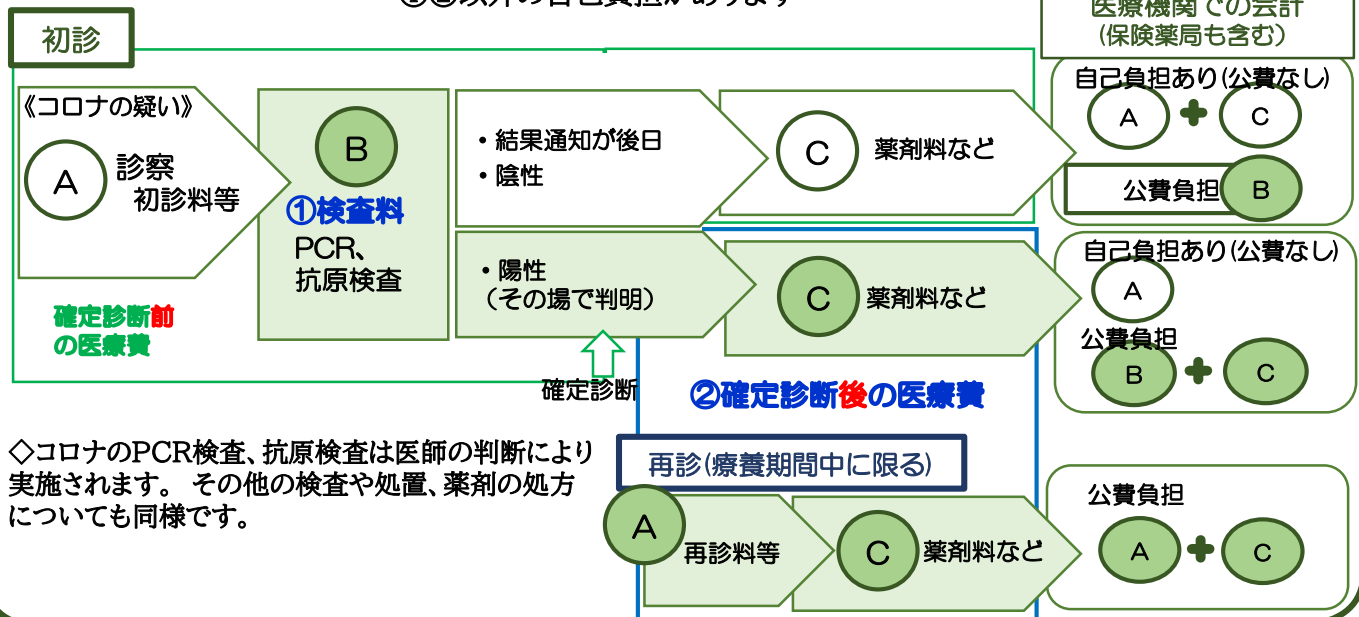
コロナ治療《外来》 医療費制度のご案内

新型コロナウイルス感染症については、5月8日から新しい制度となります。
それに伴い、医療費についても患者さんのご負担などが変更となります。

- ◇コロナの治療に係る部分のみが公費の対象です。
- ◇医療機関の会計の際に、公費負担部分をひいた額が請求されますので、患者さんご自身での公費申請は不要です。

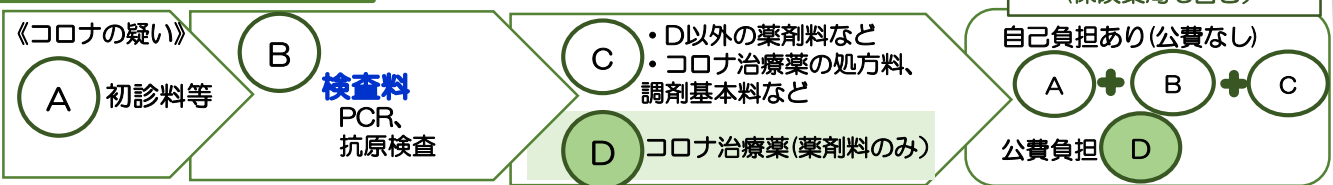
5月7日までの診療

①検査料 ②陽性の確定診断後の医療費
の自己負担分が公費の負担(患者さんの負担なし)です。
・①②以外の自己負担があります



◇コロナのPCR検査、抗原検査は医師の判断により実施されます。その他の検査や処置、薬剤の処方についても同様です。

5月8日以降の診療



- ◇検査料の公費はなくなります。
- ◇コロナ治療薬(※)にかかる薬剤料のみ公費負担となります。それ以外の部分の自己負担額は通常の診療と同じ割合でかかります。
- ◇コロナ治療薬が処方されても、調剤基本料などは公費の対象外となりますので、薬局でも自己負担額が生じます。

(※)コロナ治療薬は、次のとおりです。医師の判断で処方されます。この他の薬剤は、公費の対象外です。

《抗ウイルス薬》 ◆ラゲプリオ ◆パキロビッドパック
◆ゾコーバ ◆ベクルリー

《中和抗体薬》 ◆ロナプリーブ ◆ゼビュディ
◆エバシールド



地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和 5 年 3 月 17 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)において、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) 上の位置づけが 5 類感染症に変更された後の患者等に対する公費支援の取扱いが示されたところである。

当該取扱いに伴い、保険医療機関等による当該金額の請求 (以下「本請求」という。)に係る診療報酬明細書の記載等については、下記のとおりとするので、貴管下の保険医療機関、保険薬局、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いする。

なお、今回の公費支援の取扱いの変更に伴い、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について」(令和 2 年 4 月 30 日保医発 0430 第 4 号厚生労働省保険局医療課長通知)及び「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」(令和 2 年 5 月 13 日保医発 0513 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知。令和 4 年 10 月 28 日最終改正。)は廃止する。

記

1 公費の種類について

新型コロナウイルス感染症に係る入院診療に要した費用 (治療薬に係るものを除く。)の一部を補助する公費 (以下「一部補助」という。)及び新型コロナウイルス感染症の治療薬に要した費用の全額を補助する公費 (以下「全額補助」という。)の 2 種類とし、公

費負担者番号はそれぞれ別紙のとおりとする。

2 「公費負担者番号」欄について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る入院診療を算定する場合は、保険医療機関の所在地に対応する一部補助の公費負担者番号を記載すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の治療薬を算定する場合は、保険医療機関又は保険薬局の所在地に対応する全額補助の公費負担者番号（調剤報酬明細書において、処方箋を交付した保険医療機関と保険薬局の所在地が異なる場合には、保険薬局の所在地の公費負担者番号）を記載すること。
- (3) 一部補助の公費負担者番号と全額補助の公費負担者番号を同時に記載する場合は、一部補助の公費負担者番号を「公費負担者番号①」欄に、全額補助の公費負担者番号を「公費負担者番号②」欄に記載すること。
- (4) 他の公費負担医療制度による給付が行われる場合の記載順については、既存の法別番号 28 の公費負担医療（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症等の患者の入院（同法第 37 条））と同様の取扱いとすること。

3 公費負担医療の受給者番号について

公費負担医療の受給者番号は、「9999996（7桁）」を記載すること。

4 「特記事項」欄について

オンライン資格確認等システム又は限度額適用認定証により、患者の所得区分を確認の上、患者の自己負担額が高額療養費又は一部補助の自己負担上限額を超える場合には、当該所得区分等に応じて、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号）の『「特記事項」欄について』において定める略号、区ア、区イ、区ウ、区エ、区オ、区カ及び区キのうち、該当する略号を記載すること。

なお、多数回該当の場合は多ア、多イ、多ウ、多エ、多オ、多カ及び多キのうち、該当する略号を記載すること。

5 「療養の給付」欄について

本請求に係る「請求」の項には、実際に算定した新型コロナウイルス感染症の治療薬の合計点数及び入院患者における新型コロナウイルス感染症に係る診療の合計点数をそれぞれ記載すること。

また、全額補助に係る「負担金額」又は「一部負担金」の項には「0円」と記載し、一部補助に係る「負担金額」の項には、患者の所得区分に応じ、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」の 8（2）③に掲げる公費による減額措置後の最大の自己負担限度額までの額を記載すること。

記載例：「療養の給付」欄

(1) 入院の場合1 特記事項：区ウ 70歳未満

公費①：一部補助 公費②：全額補助

- ・新型コロナウイルス感染症に係る入院料など：102,500点
- ・新型コロナウイルス感染症の治療薬：40,000点

療養の給付	保険	請求点	※	決定点	負担金額	円
		142,500			(87,680) (81,430) 169,110	
					<small>減額 割(円)免除・支払猶予</small>	
療養の給付	公費①	点	※	点		円
		102,500			70,100	
療養の給付	公費②	点	※	点		円
		40,000			0	

(2) 入院の場合2 特記事項：区オ 70歳以上 低所得I

公費①：一部補助 公費②：全額補助

- ・新型コロナウイルス感染症に係る入院料など：102,500点
- ・新型コロナウイルス感染症の治療薬：40,000点

療養の給付	保険	請求点	※	決定点	負担金額	円
		142,500			(15,000) (15,000) 30,000	
					<small>減額 割(円)免除・支払猶予</small>	
療養の給付	公費①	点	※	点		円
		102,500			0	
療養の給付	公費②	点	※	点		円
		40,000			0	

(3) 入院の場合3 特記事項：区オ 70歳未満

公費①：一部補助 公費②：全額補助 公費③：生活保護（法別12）

- ・新型コロナウイルス感染症に係る入院料など：102,500点
- ・新型コロナウイルス感染症の治療薬：40,000点

療養の給付	保険	請求点	※	決定点	負担金額	円
		142,500			(35,400) (35,400) 70,800	
					減額制(円)免除・支払猶予	
公費①	公費②	点	※	点		円
		102,500			15,400	
		40,000			0	

公費③ 請求：142,500点

負担金額：0円

(4) 外来の場合 特記事項：区ウ

公費①：全額補助

- ・初・再診料、検査料など：1,400点
- ・コロナ治療薬：9,400点

療養の給付	保険	請求点	※	決定点	一部負担金	円
		10,800				
					減額制(円)免除・支払猶予	
公費①	公費②	点	※	点		円
		9,400			0	

6 その他

その他の記載方法については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」によること。

7 実施時期等

(1) 令和5年5月8日から実施すること。

(2) 同年5月1日から5月7日までの間に入院した患者の入院に係る費用の請求方法については、5月31日までの間は、なお従前の取扱いによるものとする。ただし、公費負担医療の受給者番号は、「9999996（7桁）」を記載すること。

(別紙)

実施機関名		公費負担者番号								集計コード
		法別 番号		都道府 県番号		実施機関番号			検証 番号	
北海道	入院診療：一部補助	2	8	0	1	0	7	0	0	28010700
	治療薬：全額補助	2	8	0	1	0	8	0	9	28010809
青森県	入院診療：一部補助	2	8	0	2	0	7	0	9	28020709
	治療薬：全額補助	2	8	0	2	0	8	0	8	28020808
岩手県	入院診療：一部補助	2	8	0	3	0	7	0	8	28030708
	治療薬：全額補助	2	8	0	3	0	8	0	7	28030807
宮城県	入院診療：一部補助	2	8	0	4	0	7	0	7	28040707
	治療薬：全額補助	2	8	0	4	0	8	0	6	28040806
秋田県	入院診療：一部補助	2	8	0	5	0	7	0	6	28050706
	治療薬：全額補助	2	8	0	5	0	8	0	5	28050805
山形県	入院診療：一部補助	2	8	0	6	0	7	0	5	28060705
	治療薬：全額補助	2	8	0	6	0	8	0	4	28060804
福島県	入院診療：一部補助	2	8	0	7	0	7	0	4	28070704
	治療薬：全額補助	2	8	0	7	0	8	0	3	28070803
茨城県	入院診療：一部補助	2	8	0	8	0	7	0	3	28080703
	治療薬：全額補助	2	8	0	8	0	8	0	2	28080802
栃木県	入院診療：一部補助	2	8	0	9	0	7	0	2	28090702
	治療薬：全額補助	2	8	0	9	0	8	0	1	28090801
群馬県	入院診療：一部補助	2	8	1	0	0	7	0	9	28100709
	治療薬：全額補助	2	8	1	0	2	8	0	4	28102804
埼玉県	入院診療：一部補助	2	8	1	1	0	7	0	8	28110708
	治療薬：全額補助	2	8	1	1	0	8	0	7	28110807
千葉県	入院診療：一部補助	2	8	1	2	0	7	0	7	28120707
	治療薬：全額補助	2	8	1	2	0	8	0	6	28120806
東京都	入院診療：一部補助	2	8	1	3	2	7	0	2	28132702
	治療薬：全額補助	2	8	1	3	2	8	0	1	28132801
神奈川県	入院診療：一部補助	2	8	1	4	0	7	0	5	28140705
	治療薬：全額補助	2	8	1	4	0	8	0	4	28140804
新潟県	入院診療：一部補助	2	8	1	5	0	7	0	4	28150704
	治療薬：全額補助	2	8	1	5	0	8	0	3	28150803
富山県	入院診療：一部補助	2	8	1	6	0	7	0	3	28160703
	治療薬：全額補助	2	8	1	6	0	8	0	2	28160802
石川県	入院診療：一部補助	2	8	1	7	0	7	0	2	28170702
	治療薬：全額補助	2	8	1	7	0	8	0	1	28170801
福井県	入院診療：一部補助	2	8	1	8	0	7	0	1	28180701
	治療薬：全額補助	2	8	1	8	0	8	0	0	28180800
山梨県	入院診療：一部補助	2	8	1	9	0	7	0	0	28190700
	治療薬：全額補助	2	8	1	9	0	8	0	9	28190809
長野県	入院診療：一部補助	2	8	2	0	0	7	0	7	28200707
	治療薬：全額補助	2	8	2	0	0	8	0	6	28200806
岐阜県	入院診療：一部補助	2	8	2	1	0	7	0	6	28210706
	治療薬：全額補助	2	8	2	1	0	8	0	5	28210805
静岡県	入院診療：一部補助	2	8	2	2	0	7	0	5	28220705
	治療薬：全額補助	2	8	2	2	0	8	0	4	28220804
愛知県	入院診療：一部補助	2	8	2	3	0	7	0	4	28230704
	治療薬：全額補助	2	8	2	3	0	8	0	3	28230803
三重県	入院診療：一部補助	2	8	2	4	0	7	0	3	28240703
	治療薬：全額補助	2	8	2	4	0	8	0	2	28240802
滋賀県	入院診療：一部補助	2	8	2	5	0	7	0	2	28250702
	治療薬：全額補助	2	8	2	5	0	8	0	1	28250801
京都府	入院診療：一部補助	2	8	2	6	0	7	0	1	28260701
	治療薬：全額補助	2	8	2	6	0	8	0	0	28260800
大阪府	入院診療：一部補助	2	8	2	7	0	7	0	0	28270700
	治療薬：全額補助	2	8	2	7	0	8	0	9	28270809
兵庫県	入院診療：一部補助	2	8	2	8	0	7	0	9	28280709
	治療薬：全額補助	2	8	2	8	0	8	0	8	28280808

実施機関名		公費負担者番号								集計コード
		法別 番号		都道府 県番号		実施機関番号			検証 番号	
奈良県	入院診療：一部補助	2	8	2	9	0	7	0	8	28290708
	治療薬：全額補助	2	8	2	9	0	8	0	7	28290807
和歌山県	入院診療：一部補助	2	8	3	0	0	7	0	5	28300705
	治療薬：全額補助	2	8	3	0	0	8	0	4	28300804
鳥取県	入院診療：一部補助	2	8	3	1	0	7	0	4	28310704
	治療薬：全額補助	2	8	3	1	0	8	0	3	28310803
島根県	入院診療：一部補助	2	8	3	2	0	7	0	3	28320703
	治療薬：全額補助	2	8	3	2	0	8	0	2	28320802
岡山県	入院診療：一部補助	2	8	3	3	0	7	0	2	28330702
	治療薬：全額補助	2	8	3	3	0	8	0	1	28330801
広島県	入院診療：一部補助	2	8	3	4	0	7	0	1	28340701
	治療薬：全額補助	2	8	3	4	0	8	0	0	28340800
山口県	入院診療：一部補助	2	8	3	5	0	7	0	0	28350700
	治療薬：全額補助	2	8	3	5	0	8	0	9	28350809
徳島県	入院診療：一部補助	2	8	3	6	0	7	0	9	28360709
	治療薬：全額補助	2	8	3	6	0	8	0	8	28360808
香川県	入院診療：一部補助	2	8	3	7	0	7	0	8	28370708
	治療薬：全額補助	2	8	3	7	0	8	0	7	28370807
愛媛県	入院診療：一部補助	2	8	3	8	0	7	0	7	28380707
	治療薬：全額補助	2	8	3	8	0	8	0	6	28380806
高知県	入院診療：一部補助	2	8	3	9	0	7	0	6	28390706
	治療薬：全額補助	2	8	3	9	0	8	0	5	28390805
福岡県	入院診療：一部補助	2	8	4	0	0	7	0	3	28400703
	治療薬：全額補助	2	8	4	0	0	8	0	2	28400802
佐賀県	入院診療：一部補助	2	8	4	1	0	7	0	2	28410702
	治療薬：全額補助	2	8	4	1	0	8	0	1	28410801
長崎県	入院診療：一部補助	2	8	4	2	0	7	0	1	28420701
	治療薬：全額補助	2	8	4	2	0	8	0	0	28420800
熊本県	入院診療：一部補助	2	8	4	3	0	7	0	0	28430700
	治療薬：全額補助	2	8	4	3	0	8	0	9	28430809
大分県	入院診療：一部補助	2	8	4	4	0	7	0	9	28440709
	治療薬：全額補助	2	8	4	4	0	8	0	8	28440808
宮崎県	入院診療：一部補助	2	8	4	5	0	7	0	8	28450708
	治療薬：全額補助	2	8	4	5	0	8	0	7	28450807
鹿児島県	入院診療：一部補助	2	8	4	6	0	7	0	7	28460707
	治療薬：全額補助	2	8	4	6	0	8	0	6	28460806
沖縄県	入院診療：一部補助	2	8	4	7	0	7	0	6	28470706
	治療薬：全額補助	2	8	4	7	0	8	0	5	28470805